

本研究の概要

本研究では、クロスボーダー取引に対する消費課税の諸問題と題して、そもそも境界管理のない日本の地方消費税を念頭に置き、国境を撤廃した EU の域内付加価値税と比較を行なう。

第一部では、クロスボーダー取引に対する消費課税として、EU の経済統合（域内国境の撤廃）に伴って、従来の国境管理を行う課税方式から新たな課税方式へ転換が求められた付加価値税について検討する。中でも、域内国境の撤廃が、EU 各国における付加価値税の①税率・課税ベースの決定権、②経済的中立性、③徴税体制、④税収の帰属地と最終消費地との関係に与えた影響に着目する。これらの論点に着目するのは、境界管理を行わないボーダレス取引に対する付加価値税として共通点している、日本の地方消費税を意識しているからである。

第二部では、クロスボーダー取引に対する消費課税として、都道府県の地方消費税に着目し、その課税（賦課・徴収）権の行使のうち、税率決定権の問題と徴税執行主体の問題の2点について取り上げている。多くの論者の指摘にもあるように、現行地方消費税の実態は、課税要件も租税確定・徴収手続きも国税消費税に依存した付加税になっている。つまり、現行の地方消費税は課税（賦課・徴収）権の行使を十分に行える状況にあるとは言いがたい。しかし、地方分権の視点から見た地方消費税を展望した場合、少なくとも都道府県に課税（賦課・徴収）権を行使する余地を与えることは必要なことであろう。そこで、課税権行使の余地のある EU 各国の域内付加価値税に着目しながら、日本の地方消費税での課税（賦課・徴収）権行使の可能性と課税権の行使によって生じる問題点について検討する。

第三部では、これまでの第一部と第二部の議論を踏まえて、ボーダレス取引に対する消費課税として、EU の域内付加価値税と日本の地方消費税（原産地原則・税額控除清算方式）との比較を行い、現行地方消費税のあるべき方向性について述べる。

結論を先取りすれば、仮に都道府県に地方消費税の課税権行使の余地を与えるとすれば、①理論的には、地方消費税の課税方式として、EU の現在の課税方式（仕向地原則・繰延納付方式）や目標としている課税方式（原産地原則・税額控除清算方式（個別取引清算方式））を適用することも可能であること、②

現実的には、現行地方消費税で採用している原産地原則・税額控除清算方式（マクロ取引清算方式）を維持・改善するのが近道であること、③都道府県が課税権を行使するには新たなコスト負担が生じることを覚悟する必要があること等を述べた。